

## 日本標準産業分類第14回改定に対する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

No	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
12	総務省	D 建設業	D	総説	「石油精製, 化学, 製鉄, 発電等のプラントを対象として～」とプラントエンジニアリング業の説明があるが定義を明確にされたい。	4つ以外にどんなプラントが他に該当するのか不明確であり、「等」の表記では曖昧なため。	第5回	国土交通省 (当該部分は経済産業省)	プラントエンジニアリング業とは、石油精製、化学、製鉄、発電等の事業を対象に、製造設備等の企画、設計、調達、施工、施工管理を一括して請負い、これらのサービスを提供する事業所とされている。その対象となる事業には、先の4つの例示以外に、医薬品や食品等の生活関連・環境プラント、情報通信、交通インフラの事業を含めて多岐に亘るため、4つの例示の後に「等」も記載している。	
13	総務省	D 建設業	D	項目名	0621定義文中「道路工事」と0631定義文中「道路舗装工事」、0621土木工事と0631定義文中「舗装工事を伴う土木工事」の切り分けをお示しいただきたい。	判断基準を明確化したい。	第5回	国土交通省	道路を建設する工事は0621定義文中「道路工事」に含まれ、道路を舗装する工事は0631定義文中「道路舗装工事」に含まれる。 また、舗装工事を伴う土木工事(例:道路や駐車場を舗装する工事)は、0621土木工事に含まれず、0631定義文中「舗装工事を伴う土木工事」に含まれる。	
14	総務省	D 建設業	0841	説明文	「0841 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)」 ○例示に「自動出改札装置設置工事業」の追加を検討いただきたい。	「自動ドア設置工事業」は○例示に掲載されているが、出改札機能を併せ持った装置が増えており、その取り付け工事も、含まれることを明記していただきたいため。	第5回	国土交通省	「0841 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)」の例示に「自動改札機設置工事業」を追加することとしたい。具体的には、駅の自動改札機がここに含まれるものと想定している。	駅の自動改札機の取り付け工事も「0841 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)」に含まれることを明確にするため。なお、これは建設業法上の業種区分とも整合する。
158	経団連	D 建設業	D	分割	土木分野におけるインフラメンテナンスの分類の分割を検討いただきたい	建築分野では「建築リフォーム工事業」が産業分類として独立している一方、土木分野におけるインフラメンテナンスにつきましては、中分類の総合工事業-土木工事業に包含されている状況にあります。今後、既存インフラのメンテナンス需要の高まりが見込まれておりますので、「業」としての土木分野におけるインフラメンテナンス工事業の動向について確認できるよう整理することも考えられます。	第5回	国土交通省	変更しない。	基本的には、主として土木工事を行う事業者がインフラの維持管理(インフラメンテナンス)を行っており、インフラメンテナンスを専業とする事業所はあまり存在しない。このため、現時点においてインフラメンテナンス工事業を独立した産業分類として設ける必要性は低いと考えられる。